

「綾部市地域福祉計画（令和２年度～令和６年度）【案】」に対する主なご意見の
概要及びご意見に対する考え方について

No.	項目	ご意見の内容（概要）	意見に対する考え方
1	全編	綾部市地域福祉計画は定期的に見直し（改訂）が行われているが、計画全体の達成目標及び各種施策の数値目標が設定されておらず、計画の総合評価及び施策の客観的な評価を困難にしている。また、各種施策につき、新規施策、改善・改良施策、継続施策等の別（施策の履歴）が記述されていないため、施策の検証や改善に結びつき難いと思います。 そこで、 - i 前期の計画及び各施策の評価（定性的評価を含む）を行うとともに、今期の計画につき計画全体及び計画中の各種施策に達成目標（数値目標）を設定し、計画の可視化を図っていただきたい。 - ii 今期の計画に盛られた施策の新規、改善・改良等の別を本文中又は一覧で示すなどその履歴がわかるように工夫していただきたい。	- i 当計画は、地域福祉推進の個別の各計画（高齢者・障害者・あやべっ子など）の方向性を示す理念的な計画と位置付けています。具体的な目標数値については、本計画では定めず、必要に応じて個別の各計画で定めておりますのでご理解ください。 - ii 本計画は、現行計画の取組状況の見直しや市民アンケート調査、福祉団体へのヒアリング調査の結果等を踏まえて、新たに策定するものであり、記述している施策についても、新規・継続の別を明記する必要はないものと考えています。
2	全編	地域福祉は基本的に、民間団体である社会福祉協議会が中心となって推進し、市等行政機関は要すればその財政的援助を行い支えていくべきものと思います。また、そのことは約30年前に改正された社会福祉法の根本原理（社協は地域福祉の中核）であると理解しております。 綾部市地域福祉計画を通読して地域福祉への市の熱意は読みとれるが、地域福祉施策への市財政投資の状況がわからないためそれを実感することはできません。市総予算総額（一般会計）に対する地域福祉への配分シェアの推移の状況（隔年ごとに過去10ヵ年分。令和２年度は概算額）を示していただきたい。	事業費については、予算の関係もあるため、本計画の中で明示はいたしません。 なお、市の決算等について、行政情報コーナーで閲覧いただけます。合わせて、市のホームページにも掲載しています。
3	3ページ 第1章 3計画の性格 と位置づけ	綾部市地域福祉計画は、「…社会福祉法第107条に基づき策定するもので、「綾部市総合計画」を上位計画とし、本市の地域福祉を推進するための施策展開の基本となる計画…」と位置付けられているが、綾部市高齢者保健福祉計画や綾部市障害者計画、あやべっ子すこやかプラン等各種計画の上位計画になりますか、並列ですか、計画の位置づけがよくわかりません。僕は、綾部市地域福祉計画は綾部市総合計画を上位計画とし、綾部市高齢者保健福祉計画や綾部市障害者計画、あやべっ子すこやかプラン等各種計画の上位にある計画とみています。しかし	①② 計画の期間が違うこともあり、ご指摘いただいた改定順序については、今後の課題とさせていただきます。

		ながら、今期の綾部市地域福祉計画の策定経過をみると、 - i 綾部市地域福祉計画改訂前に下位の計画が改定（素案策定を含む）されている、 - ii 同様に、綾部市総合計画の改訂前に綾部市地域福祉計画が改訂されようとしている等、改定順序が真逆になっています。そこで、 ① 綾部市総合計画の形骸化乃至その意義すら失うものになりかねない下位計画の改訂作業を綾部市総合計画の改定前に行う理由をうかがいます。 ② 早急に綾部市総合計画の改訂作業を進め、総合計画の改訂後に綾部市地域福祉計画を改訂（確定）する、同様に綾部市地域福祉計画の改訂後にその下位計画を改訂するなど市民の疑念を払拭した、倫理矛盾を起こすことなく市民と市がワンチームになって計画を推進する環境を整えていただきたい。	
4	3 ページ 第 1 章 3 計画の性格と位置づけ	本文中、「(綾部市地域福祉計画は)「綾部市高齢者保健福祉計画」や「綾部市障害者計画」、「あやべっ子すこやかプラン」等、本市の各分野の福祉計画に共通する理念を相互につなぎ、個別計画を公民協働によって、より地域に根ざした形で推進させる包括的な役割も持っています。」の記述につき日常、このような物言いで市民に接しておられるのでしょうか。文意を理解できる一般市民はおられないのではと思います。文章があまりにも概念的、抽象的で意味をなしていません。 文章中の「理念を相互につなぐ」、「包括的な役割」等の表現につき理解可能な表現に書き直していただきたい。	ご指摘いただいた記述については、「綾部市地域福祉計画は「綾部市高齢者保健福祉計画」や「綾部市障害者計画」、「あやべっ子すこやかプラン」等、本市の各福祉計画の上位計画として、福祉の基本理念の共有化をめざすものです。また、誰もが個性や能力を発揮し公民協働によって市全体が一体になって地域福祉の推進に取り組む方向性を定めています。」に改めます。
5	3 ページ 第 1 章 3 計画の性格と位置づけ	本文のなお書で、「地域福祉推進のための具体的な取組は社会福祉協議会が策定する「第 4 次綾部市地域福祉活動計画」（令和 2 年 1 月策定）と整合性を保ち連携を図ります。」と記述し、綾部市地域福祉計画の位置づけにつき概念図が示されている。同図では、綾部市地域福祉計画を中央に、右側に地域福祉活動計画（社会福祉協議会）を描き、図の下に囲み記事で『「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」』の説明がある。 以上が綾部市地域福祉計画を読む市民が最初に目にする社会福祉協議会に係る記事です。社会福祉協議会は地域福祉の中核的な民間団体（公益法人）と承知しているが、本文中の綾部市地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携の実態につき、第 1 章から 5 章まで通読してもイメ	- i iii 当計画の中で、綾部市社会福祉協議会の概要等を記載します。 - ii iv 本計画とは関連しない内容ですので、回答については差し控えさせていただきます。

		ージが湧きません。 i 本文や図表、囲み記事中に、綾部市社会福祉協議会に対する委託事業（事業名等）、補助事業（事業名等）、協議会固有の事業（ボランティア登録等）を具体的に列挙するなど市民に社協がわかるよう工夫していただきたい。 ii 綾部市から綾部市社会福祉協議会に対し発注された市の委託事業費及び国及び京都府の補助事業費（自治体の裏負担分を含む）の総額（それぞれ過去3年分）、綾部市社会福祉協議会会員数の経年推移の状況をうかがいます。 iii i 及び ii の情報を囲み記事中に記載することにより、社会福祉協議会の位置づけがわかり一層、市民の理解と協力が得られると思います。 iv 同様に、ア綾部市社会福祉協議会の総職員数及び職員中の元公務員数、出向公務員数の現状をうかがいます。イ協議会はその役割からみて役員の一定割合を除き「民」とすべきです。	
6	4 ページ 第 1 章 5 計画策定体制	綾部市地域福祉計画の策定に当たっては、綾部市地域福祉計画策定委員会が重要であり、改訂ごとによりよい計画になる原動力になると思います。 i 綾部市地域福祉計画素案の本文中、「本計画の策定にあたり、綾部市地域福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、24名の委員（福祉等関係団体、市民による公募委員、関係行政機関等による委員）で構成される地域福祉計画策定委員会を組織し計画策定にあたりました。」とあるが、委員の計画作成の執筆分担の決め方と分担の実際をうかがいます。 ii 素案策定までの委員会開催回数（施設等調査を含む）をうかがいます。 iii 綾部市地域福祉計画について、綾部市地域福祉計画策定委員会における素案等の策定会議につき会議録の公表は、市民の知る権利を保障し、行政の透明性を確保するうえで必要なことと思います。会議録を公表すると、活発な論議ができない等々の理由から非公表とすることは、開かれた行政はもとよりワンチームとなって計画を推進し、協力を惜しまない市民の参加意識を消沈させると思います。特に、本計画はその策定過程における論議の状況が特に重要と思うので、開示請求するまでもなく開催の都度、ホームページなどで会議録を公表していただきたい。	i ii 当計画資料編に綾部市地域福祉計画策定委員会での策定経過を加筆します。 iii 今後、市の行政情報コーナーで議事録を開示します。

7	13～15ページ 第1章 3綾部市の地域福祉推進に向けた課題 (1)	掘り下げた問題点が記述されておらず、市の課題認識（13～15P）も毎回同じようなもので、人ごとのように感じてしまいます。例えば、本文中、「市広報紙をはじめとする様々な情報媒体の活用により、わかりやすく本市の福祉サービスや相談機関・団体に関する情報を提供し、市民の暮らしの安心につなげていく必要があります。」（15P）の記述について、アンケート調査で指摘された問題点が一般的な記述に終始していて、市の標記の課題認識も毎回、似たようなスタイルです。 アンケート調査からわかりにくいと指摘されたサービスにつき内容を具体的に示したうえ、従来と違う手法を採るなど進化した施策の方向性を示していただきたい。そのような努力が一步一步、「市民のくらしの安全」につながるのではないのでしょうか。	ご指摘いただいた内容は、ご意見として参考にさせていただきます。
8	20ページ 第3章 1綾部市の福祉の基本理念	1 本文冒頭に、本市の福祉の基本理念を“一人ひとりが主人公 幸せの『縁と援』がひろがるまち あやべ”と定める旨、記述されています。解かりにくく、地域福祉のキャッチフレーズとしては不適切と思います。特に、「援」を共助による支援や援助ではなく公助を連想する人が多いと思われます。また、標語前段の‘一人ひとりが主人公’のフレーズは、後段の‘幸せの『縁と援』がひろがるまち あやべ’につながらず、単に語呂合わせのような印象を受けます。 仮に「みんなでささえあう 福祉のまち あやべ」とするとどうでしょうか。奇をてらわず、この方が一般的で市が提唱する4つの基本理念と齟齬ありません。街頭インタビューを行い、市民の生の声も聴いていただきたい。 2 本計画で、地域福祉を推進するための基本的な考え方として、「(4) 住民参加・協働によるまちづくり 地域福祉の充実のため、ボランティア活動等への期待が高まっています。関係する人、団体、機関等が協働し、それぞれの役割を果たすとともに、「地域共生社会」の実現を目指します。」の記述について、「関係する人、団体、機関等」の表現は市民にはわかりにくい。関係する人や団体、機関はだれ（どこ）なのか、省略せず固有機関等名できっちり記述していただきたい。	1 ご指摘いただいた福祉の基本理念については、策定委員会で検討いただき審議を経て決定しておりますのでご理解ください。 2 また、「関係する人、団体、機関等」については、固有機関名等で記述するよう修正します。 (地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等)

9	25～48ページ 第4章 地域福祉を推進する具体的な取組（全般）	綾部市地域福祉計画は四つの基本目標ごとに、取組の方向を示し、具体的な方策をまとめているが大部分は「綾部市高齢者保健福祉計画」や「綾部市障害者計画」、「あやべっ子すこやかプラン」等、各分野の福祉計画で示された福祉施策を分類整理したもので、すべて継続施策とみられる。また、計画の基本ともいべき前期計画の施策評価がなされておらず、PDCAサイクルが活用されていない。 i 綾部市地域福祉計画は、各分野の福祉計画のエキスを抜き書きしたインデックス版のような印象があります。前期計画の評価結果を記述するとともに、次期計画は市民、納税者による施策効果の検証を可能とするに施策ごとの達成目標（数値指標）を設定していただきたい。 綾部市総合計画や各福祉分野の計画に数値目標等を設定しているので本計画に示さなくてよいということにはなりません。 次期綾部市地域福祉計画も各分野の福祉計画もそれぞれの目的に即し策定されています。特に、次期地域福祉計画は究極、他の福祉計画と同様に市民の評価を受けるべく地域福祉の総合計画であります。計画全体及び各分野の施策につき達成目標（数値目標）を設定又は再掲していただきたい。 ii 新規に取り組む施策や改良した政策については、施策ごとにその理由等を記していただきたい。	i ii No.1－i の回答と同じ
10	25ページ 第4章 基本目標 I 取組の方向 1 ア	人権問題に係る市の役割が教育・啓発であることから市民の意識改革などが活動の中心になることは理解できます。しかし、本文を読むと市の施策は従前の施策の域を出ておらず、非常に消極的です。そこで、 i 同和問題、女性や障害者差別など加害者が個人、自治会等地域団体を問わず深刻な差別については法務省（地方法務局）、警察等関係機関と密接な連携を図りつつ、その根本を断つ事案の掘下げとともに、適切な解決方策を導くための第三者調査委員会を常設していただきたい。 ii 綾部で生まれ育った者が地域を愛し、また戻ってきたい綾部にするためにもいじめや虐待など人権を侵す事案をネグレクトすることは許されません。特に、いじめはその人の人	人権問題について、本市では、「綾部市人権教育・啓発推進計画（人権かがやきプラン）」を定めて取組を進めていますが、本計画においても、人権かがやきプランと連携し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けた取組の推進に努めます。 ご指摘いただいた内容は、ご意見として参考にさせていただきます。

		格形成にも重大な影響を与えることは一人一人の生活体験からも自明と思います。綾部市におかれては、いじめは起きていないという認識があっても、万が一重大な事案が発生した場合、早急に実態を調査し適切な措置を講じることができるよう市長部局に第三者調査委員会（上記 i と別組織）を設置していただきたい。 iii 同和問題の教育啓発活動は一定の効果をおさめていると思うが、できれば関わりたくないと思っている市民も多いと思います。学習会や講演会等各種の催しにつき、自治会で出席者の割当が行われ、報告（復命）も行われないなど形骸化しています。差別を「ひと事」と考えず、綾部を愛し、様々な差別に向き合い、人間としても立派に成長できるよう教育啓発活動の工夫など施策の根本的な見直しを行っていただきたい。	
11	3 1～3 2 ページ 第 4 章 基本目標 II 取組の方向 2 ア イ	本計画の基本目標を読んで特に、「取組の方向 1」の ア 及び イ など市の関与が強すぎる印象があり、受け止め方によっては押付け、束縛、上からの命令等々、納得できない市民も多いと思う。人としてなすべきことはだれも考え、地域のことは地域で実行されていると思います。要すれば地域や社協等からの要請に応じ柔軟に対応するなど市の関与は最小限にとどめ、一律主義の排除を基本に施策を見直し、文書を整理していただきたい。	ご指摘いただいた内容は、ご意見として参考にさせていただきます。
12	3 3 ページ 第 4 章 基本目標 II 取組の方向 1 ウ	地震、洪水、原発等々の災害時、高齢者や障害のある人等の避難行動を地域で支援すべきことは人として当然のことです。また、被支援者に対する人権保護上の配慮も必要不可欠です。本計画で、「本市では、自然災害に備え避難行動や避難所での生活において支援を必要とする住民の情報を把握し、個人情報保護に留意しながら民生児童委員協議会や社会福祉協議会等の関係機関と情報を共有し連携を深めてきました。」とし、引き続きこの施策により要支援者の情報が記載された「あんしんカード」を活用する旨、記載されているが、個人情報の保護、活用につきうかがいます。 i ア 「あんしんカード」の作成責任者はだれですか。また、イ カードの作成、更新の流れの詳細をうかがいます。 ii ア 被支援者一人につき「あんしんカード」は何枚作成し、それぞれだれが保管してい	i 綾部市、綾部市社会福祉協議会、綾部市民生児童委員協議会の 3 者の協働で実施しています。対象者の同意のもと、民生児童委員が登録用紙に情報を記入し、社会福祉協議会と市でシステムに登録します。これを年 2 回情報更新しています。 ii 作成したカードは、本人、民生児童委員が所持し、登録情報は市（消防本部含む）、社会福祉協議会、地域包括支援センターが共有しています。 iii 登録情報は独立したネットワークにするなどセキュリティ上の措置も実施しています。あんしんカードは災害時のみならず、対象者の異変にいち早く気づけるように日ごろの見守り活

		ますか。イ 紛失したカードはありませんか。ある場合、措置の状況をうかがいます。 iii カードの紛失や情報の流出等によって被支援者が差別や財産等損失を被った場合を考慮し、ア その保管は原則、市、社協、民生児童委員等法人格を有する団体や非常勤公務委員に限定していただきたい。また、イ 被支援者の災害時の避難につき、日常から市や同団体等から近隣に協力者を求める等、きめ細から対策を講じていただきたい。	動にも活用されています。
13	48ページ 第4章 基本目標Ⅳ 取組の方向3 ウ	地域課題を把握し、ネットワーク組織を設置するなどして課題を共有して、その解決に向けて検討する取組みは、綾部市が従来から掲げてきた施策から一歩も踏み出すものではありません。 i 地域福祉に係る課題はすでに市において把握されていると思うので、それら課題を検討、解決するための各行政分野に具体の調査会や協議会を早急に立ち上げる旨宣言していただきたい。そのことが各分野の課題解決の推進力になると思います。 ii 幼稚園から高校に至るまで、こどもは生活の大部分を学校で過ごします。登下校の安全確保や校内事故・伝染病への対処はもとより、いじめ、虐待等々人権に係る諸問題の把握、共有、解決策の検討につき、父兄、市民、社協等々からなる地域レベルの連絡会等よりグローバルなネットワーク組織の構築も重要な課題です。ア 綾部市教育委員会の関係各課が本項に計画参加していない理由をうかがいます。イ また、地域レベルの連絡会等ネットワーク組織の設置を計画に盛り込んでいただきたい。 iii 地域課題の把握につき、自治会をその区域単位として設定することは適当と思うが「自治会は任意の親睦団体」という性格から地域課題の把握やその他の事業に動員するなどの市の関与は避けるべきものと承知しています。ア 地域課題の把握や住民相談等々の初め段階の福祉活動は社協、民生委員・児童委員、ボランティア団体等民間に委ね、普遍的な課題解決はiiの地域の連絡会や市レベルの調査会に委ねるなど機能分担を明確にしていきたいと思います。イ また、民生委員・児童委員の選任につき、社会のグローバル化等その仕事の内容変化や地域の問題把握や相談対応等に要する時間や体力等を考えると委員の若返りが地域福祉の鍵になると思う。民生委員・児童委員の推薦を自治会に委ねることなく、市が直に適任者を見出すなど汗をかき、絆を育むまちづくりに当たっていただきたい。ウ	i ご指摘いただいた内容は、ご意見として参考にさせていただきます。 ii 本計画は、各施策の関係課（教育委員会含む）に現況調査表をもとに見直し、確認を行い計画素案の策定を行っています。また、策定委員として、学校教育関係者、社会教育関係者にお世話になっています。 iii ご指摘いただいた内容は、ご意見として参考にさせていただきます。なお、綾部市では、民生委員・児童委員145人、民生委員・児童委員協力員56人の体制で地域福祉を担っていただいています。 iv ご指摘いただいた内容は、固有機関名を明記するよう修正させていただきます。 (保健所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、児童相談所等)

		また、民生委員・児童委員の平均年齢及び民生委員不在の集落数をうかがいます。 iv 本文中に「…関係課や市内の関係団体、機関等と日ごろから連携を強め、…」とあるが、機関名を秘匿する必要がありますか。文意がぼけてしまうので固有機関名を明記していただきたい。	
14	4 3 ページ 第 4 章 基本目標Ⅳ 取組の方向 1 ア	1 本文中、今後の取組みとして、「ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、高齢者や障害のある人等すべての人が安心して生活でき、積極的に地域活動に参加できるよう、建築物や道路、公園等のバリアフリーのまちづくりを推進します。」と記述されているが、バリアフリーのまちづくりにつき量的な内容表示がなく単なる宣言にとどまっている。バリアフリーのまちづくりの内容を個々、具体的に示すとともに、期中の整備量や達成目標（数値化）を示していただきたい。 2 本項のタイトルは「ア バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり」と表示されているが、本文及び上記 1 の今後の取組（箱書き）を読むと計画内容はバリアフリーに限定されていてユニバーサルデザインのまちづくりがイメージできません。ユニバーサルデザインはバリアフリーに限定されません。綾部市も期中に外国人研修生が相当、増加した人の視聴覚や能力等々にも個性があります。そこに公共施設の整備や再整備当たってユニバーサルデザインにも留意したまちづくりが必要な理由を見出すことができます。執筆者はユニバーサルデザインのまちづくりについて関係各課の意見を再聴取し、本文を含め書き直していただきたい。 3 本文中の「…社会生活における物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去し、…」の文節中の社会的、制度的な障壁とはどのようなものですか。物言いを再考していただきたい。	1 No. 1 - i の回答と同じ 2 3 ご指摘のとおり、記載内容を再度検討・見直しさせていただきます
15	4 4 ページ 第 4 章 基本目標Ⅳ 取組の方向 1 イ	i 本文中、今後の取組みとして、「橋梁長寿命化修繕計画や公園施設長寿命化計画等に基づき、高齢者や障害のある人すべての市民が安心して移動や利用、生活ができるように、建築物や道路、公園等の施設の整備を進めます。」と記述されているが、量的な内容表示がなくかつ期中の達成目標（数値化）の設定もなく宣言にとどまっています。市民も納税者も市政に対する客観的な評価のしようがないので、期中の達成目標をできるかぎり設定	i ii No. 1 - i の回答と同じ

		していただきたい。 ii この種の計画は上位計画である綾部市総合計画において数値目標の設定を行わないと進めにくい面もあると思います。総合計画と綾部市地域福祉計画について、前者の計画策定後に下位計画たる地域福祉計画を策定すべく、地域福祉計画を含む中長期計画の策定期間の見直し（始点の切り直し）を行わないと各種計画の策定スタイルがばらばらになりました、市民、納税者は計画のトレースや評価もしづらいと思います。ご検討いただきたい。	
16	49ページ 第5章 1 地域福祉計画の推進に向けて	1 本文中の（１）公民協働によるパートナーシップの構築について、「計画の展開に当たっては、市民の参加を基本として、学校、福祉関係者、自治会、各種自主団体、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、社会福祉法人、保健・医療機関等、さまざまな主体との協働によるパートナーシップの構築に取り組み、信頼関係の醸成を図るとともに、効果的な施策推進を目指します。」と記述されているが、抽象的、一般的な記述で意味がよくわかりません。市民や本文に記載の関係者・団体を集めて説明会の開催等その推進内容を具体的に示しかつ、開始回数等を数値化するなど期中の達成目標を設定していただきたい。 2 本文中の（２）社会福祉協議会との連携の強化について、「綾部市地域福祉活動計画」の推進機関である社会福祉協議会と連携し、地域の福祉課題の共有と課題の解消に向け対応策の検討に努めます。」と記述されている。社協が社会福祉法によって地域福祉の中核と宣言されてから約30年になるが、いまだその活動実態は市民によく知られていません。ア 「地域福祉は社協」をモットーに、アンケート調査等地域福祉の課題調査を自ら行い市の次期計画に反映させる、イ 運営と財政資源の官民分担を明確にし、市は財政資源の供給等公益法人が苦手とする分野を支えるなど民間団体の強みを最大限引き出せるようにする、ウ コーディネーターの活動拠点を再整備しその際、「居場所館」等の名称でなくすべての年齢層の市民が入り易いところに衣替えする等々、エ 社協と市の役割分担と連携内容を明記しまた、エ 活動拠点の整備につきその箇所数等の達成目標（数値化）を図っていただきたい。 3 本文中の（３）地域福祉計画の周知について、「本計画の推進について市民に広く周知するために、広報紙やホームページでの紹介、パンフレットの作成を行うなど、情報提供体制	1 ご指摘いただいた内容は、ご意見として参考にさせていただきます。 2 ご指摘いただいた内容は、ご意見として参考にさせていただきます。また、当計画の中で、綾部市社会福祉協議会の概要等を記載します。 3 今後、民生委員・児童委員名簿（地区・氏名）については、市のホームページに掲載します。 4 ご指摘いただいたPDCAについては、当計画の中に加筆します。

		の充実に努めます。また、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員及びその活動について市民への周知を図り、地域福祉を推進する取組の浸透を図ります。」と記述されている。 地域福祉の推進に民生委員・児童委員は欠かせない存在であるが、相談しようと思っても名前も住所も電話番号も知らない人がほとんどではないでしょうか。玄関先に掲示するプレートの配布や民生委員・児童委員の名称等がわかる一覧表などを各戸配布するなど委員が活動しやすい環境を整備すべく達成目標を明記し、数値化していただきたい。 4 本文中の（４）推進状況の定期的な点検について、「計画を着実に推進するために、推進状況を定期的に点検するとともに、他計画との調整を図りつつ、効率的な施策の実サイクルの実行施に向けた検討を行います。」と記述されているが、PDCAサイクルの実行について言及が欠けています。本計画は地域福祉に焦点を合わせた各分野の計画に横櫛を当てまとめられたもので、本市の福祉度を測定するためにもその評価が注目される計画です。PDCAにつき計画に明記するとともに、評価を可能とする達成目標（数値化）を設定していただきたい。	
--	--	--	--